

会 議 記 録

会議名称	杉並区子ども・子育て会議（令和5年度第2回）		
日時	令和5年11月10日（金）18時59分～20時46分		
場所	杉並区役所 中棟6階 第4会議室		
出席者	委員名	小川委員、佐藤委員、高田委員、宮内委員、有馬委員、小俣委員、久保田委員、手島委員、大村委員、大山委員、与謝野委員、狩野委員、小林委員、四童子委員、中村委員	
	事務局	子ども家庭部長、子ども政策担当課長、地域子育て支援課長、子ども家庭支援課長、保育課長、保育施設担当課長、児童青少年課長、学童クラブ整備担当課長、障害者施策課長、杉並保健所保健サービス課長	
傍聴者数	名		
配付資料等	資料1	杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表	
	資料2	杉並区子ども・子育て会議事務局名簿	
	資料3	令和5年度の主な議題とスケジュールについて（11月変更）	
	資料4	杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査の概要	
	資料5	杉並区総合計画・実行計画改定案（抜粋）	
	資料5-1	広報すぎなみ特集号（11月2日発行）	
	資料5-2	子ども分野の総合計画・実行計画改定案体系図	
	資料6	児童館再編の検証結果と今後のより良い子どもの居場所づくりの検討について	
	資料6-1	杉並区立施設再編整備計画検証報告書	
	資料7	「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組の進捗状況について	
	資料7-1	子どもからの意見聴取の取組・内容について <参考資料>	
		杉並区子ども家庭計画、杉並区地域福祉推進計画、杉並区健康医療計画	
会議次第	1	開 会	
	2	新委員の紹介	
	3	議題及び報告事項等	
		(1) 子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定に伴うニーズ調査について	
		(2) 総合計画・実行計画等の改定案について	
		(3) 児童館再編の検証結果と今後のより良い子どもの居場所づくりの検討について	
		(4) 「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組の進捗状況について	
	4	その他	
大山会長		会長の大山です。定刻の2分前ではあるのですが、委員の先生方、皆さんおそろいですので、少し早いですが、始めさせていただきますかと思いますが、よろしいでしょうか。	

	<p>そうしましたら、令和5年度第2回杉並区子ども・子育て会議を開会したいと思います。</p> <p>早いもので、今年も11月ですね。私の勤める大学でもゼミナール発表会という、1週間通しでゼミ生が発表するという大きなイベントがちょうど今日終わりました、1つ大きな山を越えてほっとしたところでございます。</p> <p>本日の杉並区の子ども・子育て会議も、議題及び報告事項等についてかなりボリュームのあるものになっておりますので、皆様にもご協力いただきながら、円滑な議事進行に務めてまいりたいと思います。</p> <p>最初に、事務局から連絡事項、それから資料の確認をお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>委員の皆様、本日はお忙しい中お集まりくださりまして、誠にありがとうございます。事務局を担当いたします、子ども政策担当課長の浅川でございます。今日はよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、定足数の確認をさせていただきます。</p> <p>定足数につきましては、条例第6条第2項によりまして、委員の半数以上の出席で成立いたします。本日は、吉本委員、東郷委員、根岸委員の3名の方が欠席ということでご連絡を頂いておりますが、半数以上の委員の皆様が出席でございますので、本日は有効に成立するものでございます。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきます。今日は資料が多くございます。</p> <p>まず、事前にお送りさせていただいた資料でございます。本日の次第が1枚、本日、議題が4つございますけれども、全て報告事項になってございます。</p> <p>続きまして、資料1が委員名簿になります。</p> <p>続きまして、資料2、子ども・子育て会議事務局名簿。資料1の裏面に本日の席次が記載されておりますので、ご参考にご確認ください。</p> <p>続きまして、資料3、令和5年度の主な議題とスケジュールでございます。もともと第2回を10月に予定していたのですが、11月にずれておりますので、改めてお配りさせていただきました。</p> <p>資料4は後ほどになります。</p> <p>続きまして、資料5「杉並区総合計画・実行計画改定案（抜粋）」というホチキス留めのものでございます。</p> <p>続きまして、資料5-1「広報すぎなみ」11月2日臨時号ということで、こちらが計画改定に関する特集号になっておりますので、後ほどまたご説明させていただきます。</p> <p>続きまして、資料5-2、この計画の子ども分野の体系図になります。こちらも後ほどご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、資料6「児童館再編の検証結果と今後のより良い子どもの居場所づくりの検討について」。</p> <p>続きまして、資料6-1「杉並区立施設再編整備計画検証報告書」。</p> <p>続きまして、資料7「『(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例』の制定に向けた取組の進捗状況について」でございます。</p> <p>本日席上に、先ほど1つ飛ばしました資料4「杉並区子ども・子育て支援事業の利用状況等に関する調査の概要」。</p> <p>それから、資料7-1といたしまして「子どもからの意見聴取の取組・</p>

	<p>内容について」というカラー刷りのA4のものをお手元にご配付させていただいております。</p> <p>ご確認いただきまして、何か不足のものはございますか。万が一何かございましたら、お声がけください。</p> <p>また、別にビニール袋に入ったものといたしまして、保健福祉計画の分野別計画として策定いたしました、杉並区子ども家庭計画、地域福祉推進計画、健康医療計画の製本版が出来上がりましたのでご配付させていただきました。第1回の会議のときに白黒のもので子ども家庭計画をお配りさせていただいたのですけれども、こちらが完成版になりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、録音、記録等々の確認をさせていただきます。本日の会議につきましては、前回同様、会議記録の作成のために録音させていただいております。録音した音声そのものは公表いたしませんので、了承いただければと思います。</p> <p>会議記録につきましては、発言の要旨を記録する形でまとめます。委員の皆様にも内容の確認をしていただいた後に、区の公式ホームページで公開させていただきます。会議終了後、大体3週間を目途に公開ということで手続を進めてまいりたいと思いますので、今後ともご協力よろしく願いたいと思います。</p> <p>長くなりましたが、確認事項は以上でございます。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次第では新委員の紹介に入っていくのですが、その前に1点、私から皆様に協議したい件がございます。</p> <p>先だって、子どもの権利擁護に関する審議会において、傍聴者の方から会議の録音、動画の撮影に関して許可を求めるという申請がございました。そちらの審議会では、協議した上で、基本的には録音と動画の撮影に関しては不可で、静止画のみ撮影を許可するという形で対応したと聞いております。</p> <p>本会につきましても、事務局と協議をさせていただいたのですが、録音であったり、動画の撮影という形になると、昨今はユーチューブ等で簡単に動画が公開できる形になっておりまして、委員の皆様が発言が意図しない形で一部だけ切り取られて、それが独り歩きをしまったりといった懸念がございますので、本会につきましても、録音、動画の撮影に関しては不許可という形にして、静止画の撮影のみ可という形で対応させていただけないかと考えております。</p> <p>この点に関して、ご異議も含めて、委員の皆様からご意見等がある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>特に異議がないようでしたら、審議会に準じて、本会でもそのような対応を今後させていただきたいと思います。事務局でそのような取扱いということでよろしく願いいたします。</p>
子ども家庭部長	<p>承知いたしました。よろしく願いいたします。</p> <p>1点だけ補足させていただきます。事務局と会長で協議の結果、こういう形で今お諮りさせていただいて、ご了承いただいたのですけれども、区としてはいろいろな附属機関を含めて、会議の情報についてはできる限り速やかに区民の方に公開していくことを基本としております。</p> <p>先ほど子ども政策担当課長から申し上げたように、議事録につきましてはできるだけ速やかに区民の方にも見ていただきたいということで、子ども・子育てについては非常に興味のある方がたくさんいらっしゃる</p>

	分野でございますので、3週間程度で公開をしていき、なるべく早いタイミングで区民の方にこんな議論をしているといったことをお伝えしていくことから、今日の議事録の確認については急ぎお願いしたいということを改めて申し添えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
大山会長	補足ありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。
小川委員	1点質問ですけれども、傍聴の方から静止画を撮りたいというご要望があったというお話ですけれども、どのような背景でそういった意見が出たのでしょうか。写真は傍聴の方が使われるのか、また、区役所側が使われるのか、そういった説明をしていただけたらと思います。
子ども政策担当課長	今年8月に開催をしました子どもの権利擁護に関する審議会で傍聴の方からそういったご申請を頂きました。その会議の場で、会長以下、検討していただいて、先ほどのような結論になったところです。 基本的には、今、部長から申し上げましたとおり、子ども・子育てに関する様々な活動をされていらっしゃる方が区内にはたくさんいらっしゃいます。こういった会議の内容については早急に皆さんにお知らせしたいということで、録音ですとか、撮影のご要望を頂くことはあるのですけれども、先ほど大山会長からもお話がありまして、議論の一部だけが切り取られて出てしまったりすると、誤解を生じるおそれがあるということで、子どもの権利擁護に関する審議会の中では議論をしていただいて、そのような結果になったということでございます。
小川委員	公式な発言がホームページで公表される前に、誤解を招く発言が広まるのを恐れるために動画はだめで写真は許可するということですか。
子ども政策担当課長	録音と動画の撮影は発言を切り取られると議論の真意が伝わらないおそれがあるということで、写真については撮影は可となっております。
小川委員	分かりました。ありがとうございます。
子ども家庭部長	もう1点、子どもの権利擁護に関する審議会のときには、意図せず切り取られてしまうことに対する懸念ということもあったのですが、議論に集中していろいろ意見交換をすることが一番大事であるというご意見が委員の方からあり、動画と録音及びライブ配信については差し控える形にしたらどうだろうというやり取りがあったと記憶しております。
四童子委員	ご説明ありがとうございます。細かいことで恐縮ですが、個人の肖像権はどのようにお考えなのでしょうか。画像撮影、静止画は可ということで、小川委員のご質問は、静止画をオーケーにした背景をお聞かせいただきたいというご質問だったかと思っております。
子ども政策担当課長	基本的には皆様方に委員の委嘱をさせていただいて、この職に就いていただいております。行政運営に関して様々なご意見を頂くというところで、いわゆる個人ですけれども、一部区政に関する業務といいますか、ご意見を頂く方々になりますので、写真撮影についてはご了解ということで事務局側は考えていたのですが、どうしても写りたくないということがございましたら、そこは配慮をさせていただきたいと思っております。
大山会長	今の静止画の撮影に関して、個々人の思想信条であったり、配慮してほしいというところもあるかと思っておりますので、もしそういった事情があれば、この場で言うのは差し障りがある方もいらっしゃると思いますし、どちらにしても撮影に関しては個別に都度、許可をするという形になりますので、もし差し障りがある委員の方がいらっしゃいましたら、終了後にでも事務局のほうに一声かけていただいて、不安も含めてご相

	<p>談いただければと思います。</p> <p>また、先ほど言った議事録に関しては、基本的には発言した内容でちょっとここは言葉足らずだったとか、ここはちょっと言い過ぎだったというところも含めてご確認いただいて、オフィシャルな発言としては、自分の意図としてはこうだということで修正をしていただいても差し支えないものだという認識、それで間違いないですね。</p>
子ども政策担当課長	はい。
大山会長	<p>そういう面では、発言に関してはあまり縮こまらずに、思ったことを言っていて、ただし、公開してオフィシャルなものになる際には議事録のほうで確認が入りますので、ちょっとどうかと思う部分に関してはそこで修正をしていただければと考えております。</p> <p>写真撮影の申請が今の段階で出てきているわけではございませんので、申請が出た際には、その際に改めて静止画の撮影について協議をさせていただくということでよろしいでしょうか。ただ、少なくとも録音と動画に関しては差し控えていただくことに関してはご異議のある方はいらっしゃいませんでしたので、その点に関してはオーソライズをさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次第に入らせていただきたいと思います。</p> <p>新委員の紹介ということで、事務局からお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>杉並区歯科医師会の役員変更に伴いまして、資料1の16番目に記載をさせていただいております与謝野委員が本会議の委員になりましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>それでは、与謝野委員、恐れ入りますが、一言ご挨拶をよろしくお願いたします。</p>
与謝野委員	<p>杉並区歯科医師会から来ました与謝野と申します。会の任期の関係上、7月より第2地域歯科保健担当理事というものに就任しまして、第2回から参加という形を取らせていただいております。</p> <p>僕はもちろん若輩者ですけれども、杉並区保健センターで障害者歯科に関わったり、個人的にも自分の医院でお子さんの将来をよくするための医療をしようということを理念の1つとして掲げて、お子さんに関わることが結構ありますので、その点で歯科からの発言になると思うのですけれども、皆さんのお力になれるよう頑張りたいと思います。2年間、よろしくお願いたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>どうもありがとうございました。委嘱状につきましては席上にご配付させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>なお、委員の任期につきましては、杉並区子ども・子育て会議条例に基づきまして、前委員の委嘱期間を引き継ぎますので、よろしくお願いたします。</p>
大山会長	<p>与謝野委員、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、本日の会議終了は8時半を目途として、効率的かつ活発な議論を行ってまいりたいと思います。1つの議題につきましては、説明、質疑を合わせまして20分程度をめどにいただければと思います。議事進行にご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>まずは、議題1「子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定に伴うニーズ調査について」説明をお願いいたします。</p>

<p>子ども政策担当課長</p>	<p>それでは、今、会長からご発言のありました、子ども・子育て支援事業計画（第3期）策定に伴うニーズ調査につきまして、資料に基づいてご説明をさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、資料4をお手元にご用意いただければと思います。</p> <p>この子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育事業、地域の子ども・子育て支援事業の実施主体であります地方自治体の責務としまして、それぞれの事業の需要の量の見込みと確保の内容、実施時期を定めた計画として策定をしております。</p> <p>現在の計画は令和6年度までの期間のために、令和7年度から11年度までを計画期間とする第3期の計画を策定する必要があります。策定に当たりましては、教育や保育及び地域の子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握した上で、需要量の見込みを推計するために、未就学児及び小学生の児童がいる保護者を対象とした調査を行うこととするものでございます。</p> <p>2の「調査の方法」といたしましては、調査区域、調査対象者及び標本数等々につきましては記載のとおりとなっております。</p> <p>参考といたしまして、令和5年10月1日現在の住民基本台帳に登録されている就学前の小学生の人数を記載しております。</p> <p>その他、抽出方法、調査方法、調査期間等々につきましても記載のとおりとさせていただきます。</p> <p>「3 調査の内容」につきましては、まず、就学前の保護者を対象とした調査としまして40問程度、(1)の「家族の状況」から、(2)「子育ての環境」等、そのまま(8)までの項目について調査をする予定でございます。</p> <p>裏面にいきまして、②としまして、小学生の保護者を対象とした調査を30問程度予定しております。(1)の「家族の状況」から(6)の「杉並区の子育てについて」まで、就学前に比べれば幾らか項目は少ないのですが、こちらの調査項目を予定しております。</p> <p>スケジュールにつきましては、令和5年11月にこの会議で実施の報告を行った後、翌年1月から調査を開始いたしまして、3月で報告書を納品していただく流れになっております。</p> <p>5といたしまして、「子ども・子育て支援事業計画の期間」につきましては、この記載のとおりとなっておりますので、ご確認いただければと思います。</p> <p>こちらからは以上です。</p>
<p>大山会長</p>	<p>法で定められている第3期子ども・子育て支援事業計画の策定のために、地域の子育てに関する利用状況等の調査を行うという説明でした。</p> <p>杉並区の現在の計画は、本日配付されたピンク色の表紙の「杉並区子ども家庭計画」の冊子の90ページから説明がございます。今回はこの計画の改定ということで、調査結果を参考にして来年度に計画の策定を行って、令和7年度から次の計画期間が始まるということです。</p> <p>この調査につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>何かあれば個別に後ほど事務局にお問い合わせいただくということをお願いいたします。</p> <p>続きまして、議題2「総合計画・実行計画等の改定案について」説明をお願いいたします。</p>
<p>子ども政策担当</p>	<p>それでは、議題2「総合計画・実行計画等の改定案について」ご説明</p>

<p>当課長</p>	<p>させていただきます。使います資料は、先ほどお配りしました資料5「杉並区総合計画・実行計画改定案の抜粋」、資料5-1の広報紙、資料5-2、体系図でございます。</p> <p>それでは、資料5に基づきまして説明をさせていただきます。</p> <p>現在の総合計画等につきましては、令和4年の2月に策定いたしました。令和4年7月に新区長が就任したことを踏まえまして、本来は来年度、改定作業を行う予定だったのですが、その改定作業を前倒しいたしまして、現在、その改定案が出来上がったところでございます。</p> <p>まず、計画全体の体系から簡単にご説明させていただきます。1ページをご確認いただければと思います。</p> <p>区政運営の指針を定める上で、区の最上位計画に当たるものが杉並区基本構想になります。基本構想ではこの先10年程度を展望いたしまして、本区が目指すまちの姿を「みどり豊かな 住まいのみやこ」と掲げまして、その将来像を実現するために8つの分野を設けております。この8つの分野のうちの1つが子どもの分野となります。</p> <p>将来像を実現するために、この子ども分野の目標を「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」と定めることといたしました。</p> <p>続きまして、3ページをご覧ください。3ページをご覧ください。</p> <p>この基本構想の下に来るのが、基本構想実現のために具体的な道筋を示した総合計画になります。区政経営改革推進基本方針等の3つの基本方針を包含したものとなっております。</p> <p>さらにその下、今度は財政上の裏づけを有する計画といたしまして、実行計画、区政経営改革推進計画、区立施設マネジメント計画などを策定してございます。今回は、点線で囲まれているこれらの部分を改定するものとなっております。</p> <p>これからご説明をさせていただくのですが、時間の関係もございますので、新たに策定する部分ですとか、改定したところ、重点的に取り組む事業等々につきましてお話をさせていただければと思います。</p> <p>まず、今回の子ども分野における計画案ですけれども、資料5-2をご覧ください。</p> <p>中央に「改定案」と書かれていると思うのですが、18から21の施策がございまして、こちらが子ども分野に関係する施策になります。</p> <p>この施策の下、ピンク色、白色、薄いグリーンで書かれているものが計画事業と呼ばれているものになります。ピンク色に塗られているものが重点事業、計画事業の横に「新規」と書かれているものにつきましては、新たに追加されたものになります。</p> <p>子ども分野の目標の実現に向けましては、子ども施策を取り巻く今日的な社会状況の変化と区民ニーズに対応するために、21を除いた子ども家庭部に関する施策を今回は「子どもを中心とする取組」「就労の有無に関わらず成長や家庭環境に応じて子育てを支援していく取組」の視点から、3つにまとめ直すことといたしました。それに加えまして、施策を構成する事業も整理しております。詳しくは資料5-2を後ほどまたご覧ください。</p> <p>以上を踏まえまして、また資料5に戻りまして、今回の計画の中身をご説明させていただければと思います。</p> <p>106ページをお開きいただければと思います。</p> <p>こちらのページでは、まず、施策の1つ目、施策18をご紹介します。</p>
------------	--

ります。こちらの施策は、子どもの権利擁護ですとか、虐待対応のための児童相談体制の強化、子どもの貧困対策、ヤングケアラー支援を対象としております。

この106ページの構成ですけれども、中段に「施策の現状と課題」、その下に「計画最終年度の目標」、その下に「目標に向けた施策指標（成果指標）の設定」を掲載しております。

1枚おめくりいただきまして、107ページですけれども、こちらに目標に向けた施策指標との現状と目標値、その下に「施策を構成する実行計画事業」として、施策で掲げる目標を達成するために、特に計画的に実施していく必要がある取組を掲載しております。

この実行計画事業の詳細については108ページからご紹介しております。重点事業及び、新規の事業を中心にお話をさせていただきます。

まず、施策18「子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実」について、1の「子どもの権利擁護の推進」です。区では、子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を目指して取組を進めており、令和6年度中に条例を制定することとしております。

2の「子どもの意見表明・参画の推進」では、令和5年4月から施行されたこども基本法において、地方公共団体が子ども施策を策定等するに当たって、子ども本人の声や子どもを養育する方の声を反映させるために必要な措置を講ずるものとした規定を踏まえ、区におきましても、実行計画事業に新たに位置づけて、子どもの意見表明ですとか、参画の推進に取り組んでいくこととしております。

続きまして、109ページ、4の「子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築」でございます。事業量の表の最上段では、令和8年度に児童相談所を開設することを記載しております。

また、中ほどには在宅児童の支援ということで、「子どもイブニングステイ」、こちらの事業は、家庭で安心して過ごせない、例えばネグレクトなどの状況にある要保護、要支援家庭の児童を対象としまして、放課後に安心して過ごすことができ、必要に応じて相談や食事の提供を行う事業を令和6年度中に実施する予定とさせていただきます。

続きまして、110ページ、5の「ヤングケアラー支援の推進」です。区では今年度、小・中学生を対象とした実態調査を行いました。6年度につきましては高校生世代を対象とした実態調査を行う予定です。こうした調査の結果を踏まえまして、令和7年度以降、ヤングケアラーの支援策の具体化を図ってまいります。

続きまして、112ページをご覧ください。施策19「子どもの居場所づくりと育成支援の充実」でございます。こちらは主に小中高校生の居場所ですとか、育成支援に関する施策を掲載しております。

114ページをご覧ください。1つめの実行計画事業としまして「より良い子どもの居場所づくりの推進」とあります。これは次の報告で詳細をご説明させていただきますので、ここでは割愛させていただきます。

続きまして、116ページの施策20をご覧ください。施策20は、「安心して子育てできる環境の整備・充実」といたしました。子育て支援サービスや保育、学童クラブなど、地域で安心して子育てができる環境の充実を図るための事業で構成されております。

まず、118ページの1つめの実行計画事業「妊娠から子育て期の切れ



	<p>目のない支援の充実」になります。妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援するための取組でございまして、妊娠期から保健師が関わって一緒に育児プランを作成していく「ゆりかご面接」や、「産後ケア事業」を引き続き実施してまいるほか、不妊治療費の助成、不妊相談などの事業を実施してまいります。</p> <p>続きまして、120 ページをご覧ください。3つ目と4つ目に保育に関する事業を記載いたしました。区ではこの間、希望するすべての子どもが認可保育所等に入所できる環境を整備するため、量的な整備に重点をおいて取り組んでまいりましたが、今後は保育の質の向上に向けた取組や、障害児保育や病児保育を含め、多様なニーズに対応していくための取組を記載しております。</p> <p>続きまして、122 ページでございまして。施策の21 としまして「障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備」ということで、障害児支援の充実ですとか、医療的ケア児の支援体制を整備するといった内容となっております。</p> <p>もう1枚おめくりいただきまして、124 ページに記載の「学齢期の障害児支援の充実」でございまして。新たな取組としましては、リード文2 段落目に「障害のある子どもを持つ家庭を支援するため、障害児の中学生以降の放課後の居場所について組織横断的な検討を進め、対応策を検討」していくこととしております。この下の事業量の表の中では、下から2 番目に記載してございまして、令和8 年度以降、実施していくこととさせていただきます。</p> <p>最後に、125 ページでございまして。3の「地域における医療的ケア児の支援体制の整備」となります。区立学童クラブでは、令和4 年度から医療的ケア児の試行的な受入れを行ってきたところですが、令和6 年度からはその対象を拡大しまして、受入れの充実を図っていくことといたしました。</p> <p>駆け足で恐れ入りますが、以上が今回改定された総合計画・実行計画の案となっております。</p> <p>ご説明させていただいた改定案は、来月の4 日、12 月4 日まで区民等の意見提出手続、いわゆるパブリックコメントに付してございまして、区民の皆様方のご意見を頂戴しているところでございまして。委員の皆様方から改定案に関するご意見がございましたら、パブリックコメントの方法により、お寄せいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。 ちょっと長くなりましたが、説明は以上でございまして。</p>
<p>大山会長</p>	<p>ありがとうございました。杉並区の総合計画・実行計画等の改定について、子ども分野に係る計画改定案をご説明いただきました。</p> <p>子ども施策を取り巻く今日の社会状況の変化は様々であろうかと思っております。委員の皆様もそれぞれのお立場からお考えになっていることもあるかと思っております。ご意見を頂ければと思っております。</p> <p>ただ、114 ページの施策19 の「より良い子どもの居場所づくりの推進」につきましては、次の議題で事務局から詳細に説明していただきますので、この部分に関しては次の議題で議論するというようお願いできればと思っております。</p> <p>本件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>四童子委員</p>	<p>ご説明どうもありがとうございます。私から、124 ページの2 番「学齢期の障害児支援の充実」に関してご質問いたします。</p> <p>障害児の中学生以降の放課後の居場所の実施をご検討いただき、大変</p>

	<p>ありがたいです。高倉課長や山田課長のご尽力に改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>2026年度の実施に向け、今後検討が始まるとのことですが、区内のどのエリア、どのような場所に、どのような拠点数を開設していくイメージでいらっしゃるのか、お示しいただければと思います。</p>
障害者施策課長	<p>ご質問ありがとうございます。今のご質問でございますけれども、障害児の中学生以降の居場所検討は、令和6年度から検討となっておりますけれども、まさしく、今、児童青少年課をはじめ、教育分野も含めて検討を始めております。</p> <p>エリアとか、そういったところはまだ検討中のところもございます。区内のあらゆる施設、もちろん学校であったり、そういったところも検討の視野に入れながら、横断的に検討している最中なので、箇所数とかエリアは、今はまだ検討中ということでご了解いただけたらと思います。</p>
四童子委員	<p>ありがとうございます。改めてになりますが、学童がなくなる小学校卒業とともに、障害児の保護者が退職や雇用形態の変更を余儀なくされる実情がございます。これまで保護者にはどのような社会人としてのキャリアがあったとしても、今までと同じ勤務ができるわけではなく、その多くがあきらめるか、働き方を変えるしかございません。</p> <p>また、このような景況感の中、雇用形態の変更などが伴うと、さらに家計が苦しくなるのは言うまでもございません。保護者の就労支援の観点から、移動支援が活用できて、学校の長期休暇中も朝から放課後等デイクラブが始まるまで、安全・安心に過ごせる居場所になると大変助かります。どうぞよろしく願いいたします。</p>
高田委員	<p>118ページの「妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実」のところで、「ゆりかご面接」と「すこやか赤ちゃん訪問」を実施されていると思うのですが、訪問の実施率の現状はいかがでしょうか。</p>
地域子育て支援課長	<p>詳細な数字は持っていないのですが、100%に近いです。</p>
高田委員	<p>ありがとうございます。そのパーセントがもし低ければ、目標数値のところに入れていただければなと思ったのですけれども、もうほぼ100%ということですか。</p>
地域子育て支援課長	<p>100%を目標にしています。</p>
高田委員	<p>かしこまりました。ありがとうございます。</p>
佐藤委員	<p>ご説明いただき、ありがとうございました。2点質問があるのですけれども、まず、120ページの「多様なニーズに対応した保育サービスの推進」というところで、ベビーシッター利用を検討していただいております、来年、6年度から実施されるということなのですが、現状は未就学児向けという認識で間違いはないでしょうか。</p>
保育課長	<p>こちらに書いてあるベビーシッター利用事業は東京都の事業を使うものでして、待機児童対策の目的、あと夜間の保育が欠けますので、そちらに対応するということが、基本的には保育園が利用できない方のためのベビーシッター利用ということになります。</p> <p>大変分かりにくいですが、一時預かり的なベビーシッター利用につきましては119ページに含まれておまして、こちらについては待機児童を要件としないベビーシッターについて取り組んでいると考え</p>

	ております。
佐藤委員	ということは、対象は小学生までとか、何歳までになるのでしょうか。
保育課長	120 ページのベビーシッター利用支援事業につきましては保育園の待機児童対策になりますので、5歳児までになってまいります。
地域子育て支援課長	地域子育て支援課で行う、一時預かりとしてのベビーシッター事業も未就学児が対象でございます。
佐藤委員	東京都とか、こども家庭庁とかでベビーシッター利用や助成制度みたいなものがあるのですが、それは小学校3年生までです。低学年でも学童に行けない子もいますし、送り迎えにベビーシッターなどが必要な方もいらっしゃるので、低学年向けだとか、小学生向けの一時預かりですとかを対象にしたベビーシッターの助成は今のところは実施される予定はないのでしょうか。
学童クラブ整備担当課長	ご質問ありがとうございます。おっしゃるとおり、東京都の要件を満たせば小学校3年生までベビーシッター事業の対象となるのは承知しているところです。ただ、区の学童クラブは、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業として、集団生活の中の遊びと生活の場ということで運営してございますので、区の学童クラブの待機児童対策についてはこの考え方を基本にしながら進めていきたいということでございます。
佐藤委員	もう1点ですけれども、121 ページの「ひとり親家庭支援の充実」について、こちらもいろいろ取り組んでいただきありがとうございます。 1点、養育費確保に関する支援の実施というところで、現状は恐らく養育費請求の支援事業みたいなことをしていただいているかと思うのですけれども、こちらの内容は条件が結構いろいろとありまして、保険に加入しなければいけないなど、正直、ひとり親としては少し利用しづらいみたいなどころがあります。区内のほかのひとり親の方からもそういう意見をお話いただいたことがあるのですけれども、こちらの内容に関しては今後何か変わっていく予定はあるのでしょうか。
子ども政策担当課長	現在行っております養育費確保の支援事業は、現状をそのまま継続していくところですが、今後、様々ご意見を頂きましたら、その都度、どういったことが最適なのかは考えていきたいと思っております。基本的には、今やっている制度をなるべく息を長く続けていきたいと考えております。
佐藤委員	養育費もそうですけれども、面会交流の第三者機関を利用するところの助成がある自治体もあるので、そちらもご検討いただけるとうれしいです。ありがとうございます。
大山会長	ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。
久保田委員	小規模事業者です。120 ページの3の「保育の質の向上」ですが、保育士等の処遇改善・人材確保支援というのは具体的にはどのような支援でしょうか。
保育施設担当課長	ご質問ありがとうございます。こちらの内容ですけれども、保育士等の処遇改善として、国、都の補助金を活用したキャリアアップの補助金だとか、宿舍借上げの補助金を想定しております。 あと、人材確保の支援といたしましては、いわゆる潜在保育士の方への講座とか、ポスターの作成等を通じて、私立保育施設の皆様の人材確保を支援させていただくという考えでございます。
大山会長	ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 発言、ありがとうございました。先ほど事務局からも説明がありまし

	<p>たが、この計画案に関する意見につきましては、資料5-1の「広報すぎなみ」にも「区民意見を募集します」と大きく書かれております。</p> <p>パブリックコメントについては、先ほど委員の皆様からお話があったように、例えばベビーシッターでも、小学校1年生の学童の送り迎えにベビーシッターが欲しいとか、あるいは養育費に関してもより使いやすくしたいとか、小規模事業者に対して使い勝手のいい助成金を用意してほしいといった具体的内容をぜひ当事者の方からパブリックコメントでお寄せいただくよう、委員の皆様からもご紹介いただければと思います。12月4日が締め切りということですので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>子ども政策担当課長</p>	<p>会長、すみません。1点、パブコメに関してお知らせを。</p> <p>皆様のお手元に資料を置かせていただきましたが、今回のパブリックコメント、意見提出手続きに関しての二次元コードの掲載ですとか、ご意見をお寄せいただくための周知文になってございます。</p> <p>パブリックコメントでいただいたご意見につきましては集約をいたしまして、後ほど結果については公表する予定になっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>大山会長</p>	<p>次に、議題3「児童館再編の検証結果と今後のより良い子どもの居場所づくりの検討について」説明をお願いいたします。</p>
<p>児童青少年課長</p>	<p>児童青少年課長の高倉です。私から説明をさせていただきます。資料につきましては、資料6と6-1、冊子のものを使わせていただきますので、ご準備いただければと思います。</p> <p>まず、資料6をご覧ください。この児童館再編の検証結果をご説明させていただく前に、この間の取組と、今般、検証を行うこととなった経緯を1ページ目の1と2で改めて確認させていただければと思います。</p> <p>まずは1をご覧ください。「この間の『児童館再編による子どもの居場所づくり』の取組」です。</p> <p>「○」の1点目から3点目でございますけれども、昭和40～50年代に建設された児童館の老朽化ですとか、学童クラブと乳幼児親子の居場所に関する需要が大幅に増加する状況にある中、既存の児童館のスペースのみでサービス充実・拡充を図っていくことには限界が生じていたことから、平成26年度以降、児童館再編の取組を進めてきたところでございます。</p> <p>下のイメージ図をご覧ください。左側が児童館のもともとの機能でございまして、右が継承する施設再編後の機能になってございます。左をご覧くださいまして、児童館は大きく分けて4つの機能がございました。まずは小学生を対象にした学童クラブ機能、あとは小学生を対象にした一般来館と呼んでいますが、放課後等の遊び場の機能、次に乳幼児親子の居場所機能、中・高校生の居場所機能、大きく分けて4つございました。こちらを施設再編ということで、右側、それぞれの場所に継承して充実・発展を図っていく取組をやってきたところです。</p> <p>上2つの小学生の居場所については、右側をご覧くださいまして、基本的には小学校内のスペースを活用しながら、学童クラブや一般来館の遊び場となる放課後等居場所事業を実施していくこととしてございました。</p> <p>乳幼児親子の居場所の機能につきましては、児童館施設を転用する形で、乳幼児親子を主な利用対象とする子ども・子育てプラザを整備することで対応することと考えておりました。</p>

中・高校生の居場所につきましては、区内に1か所ございます中・高校生を主な利用対象にする「ゆう杉並」の利用の拡充や、永福三丁目に整備いたしました多世代交流施設「コミュニティふらっと」という施設がございますが、そちらに新たな中・高校生の居場所ということで、中・高校生に優先的に使っていただけるスペースを用意する形で、新たな中・高校生の居場所事業を展開していく。このような考え方に基きまして、平成26年度以降、児童館の再編整備を進めてきたところです。

1の4つ目の「○」の2行目にありますように、この間、この取組を進めて、区内約3分の1の地域でこの児童館再編の取組を行ってまいりました。

2点目でございます。今般、児童館再編の検証を行ったわけですが、その検証に至った経緯を書かせていただいているところです。

児童館再編の取組を進めるに当たっては、パブリックコメントや説明会の開催など、区民の皆様にご説明をしながら進めてきたところではございますが、この間、事前の意見聴取や計画策定に至るまでのプロセスへの住民参画が不十分ではないかといったご意見、または児童館を存続すべきではないかといったご意見、こういったご意見が区民の方から寄せられていたところではございました。

こうしたことを踏まえまして、新たに岸本区長が就任後、この間行ってきた児童館の再編整備の取組を基本的には一旦休止して、これまでの取組の成果と課題を改めて検証することにさせていただいたところです。

その検証結果につきましては、裏面をご覧くださいと思います。

「検証期間」といたしましては、令和4年12月から令和5年8月までをかけて検証してきたところです。

(2)「検証項目」を示してございます。

まず、検証項目の1つ目でございますが、この再編によって整備した各居場所で、児童館の機能、役割が継承・発展されているのかどうかを検証項目の1つ目に置きました。児童館と一口に言いますが、先ほど申し述べたように様々な機能がございまして、視点を5つに切り分けて検証したところです。

視点の1、2は小学生を対象にした放課後等居場所事業、学童クラブ、視点3につきましては乳幼児親子の居場所としての子ども・子育てプラザ、視点4としては中・高校生の居場所、視点5といたしましては、もう1つ児童館の機能として、子育てを支えるための地域のネットワークをつくるという機能がございましたので、こちらも視点5に掲げたところでございます。

検証項目の2点目につきましては、「児童館再編の取組の進め方がどうであったか」を置き、意見聴取などの進め方について検証を行ってまいりましたところではございます。

次に、(3)「検証手法」でございます。この間の利用実績等に加えまして、様々な情報収集をするために以下の取組を行ったところです。アンケート、意見交換会、現場職員ヒアリングを通じまして、また、アンケートや意見交換会の中では、当事者であるお子さんを対象にしたアンケートや意見交換会を行い、こういったものを素材にしながら、この間、検証を進めてきたところではございます。

(4)は「検証のまとめ」でございます。まずは検証項目の1、再編による居場所において児童館の機能・役割が継承・発展されていたのかとい

うところでございます。

1つ目の「○」でございますが、児童館の基本的な機能・役割は、中・高校生の居場所機能を除きまして、新たに整備した放課後等居場所事業や子ども・子育てプラザといった居場所でおおむね引き継がれていることを確認させていただいたところです。

ただ、「○」の2点目でございますが、一方で、児童館が有していた役割を今後さらに充実・発展していく観点からは、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題があることや、再編により作られた新たな居場所では維持することが困難な児童館の特性があることも確認できたところでございます。

ここで全てをご覧いただくことは難しいのですが、資料6-1といたしまして、検証報告書をおつけしています。この施設再編整備計画の検証につきましては、児童館の再編以外にも施設再編の総論や、高齢者施設であるゆうゆう館、多世代コミュニティ施設、そういった検証も併せて行っていますが、児童館再編については26ページ以降に検証結果をお示ししているところです。

こちらを全部ご紹介することはかなわないところで恐縮でございますが、1つだけご紹介いたします。28ページでは、検証項目1、再編による居場所で児童館の役割等が提供されているかどうかのうち、小学校内で行うことになった放課後等居場所事業の分析をしているところです。

先ほど申し上げた様々な課題が明らかとなったというところでございますが、28ページの下から6行目、検証結果ではいずれの活動も一定の役割を果たしているものの、以下の点を課題として指摘できるということで記載しております。

例えば、学校内での居場所であることから、学校になじめない子への対応であったり、下から2つ目の乳幼児や中・高校生との世代間交流、一番下の利用人数に応じた遊び場所の更なる確保、こういったところで課題があることが明らかになったところです。

また、次ページ、29ページの上をご覧くださいまして、新たな居場所には見られない児童館ならではの良さ、児童館ならではの特性も確認できたということを記載しております。

例えば一番上、子ども自身が自ら選んで複数の部屋を利用することができたこと。あとは3つ目の項目、不登校の子どもの活動場所として活用しやすい状態だったこと。4つ目、日常的に年代の違う子ども、乳幼児や中・高校生などと出会うことができた点、こういったところで、児童館ならではの特性も改めて明らかになったということを記載しております。こういったことを踏まえまして、先ほどの検証結果をまとめさせていただきました。

資料6にお戻りいただきまして、3ページの上側です。検証項目の2つめ、児童館再編の取組の進め方がどうであったかについてのまとめでございます。

1点目の「○」ですが、この間、児童館再編整備を計画化するに当たりまして、取組内容の周知や意見聴取のプロセスに課題があったということでまとめをさせていただいております。この後、改めて居場所の検討をやっていくのですが、その際には幅広い区民参画を得ながら検討を行っていくことが必要ということを検証報告書の中でまとめとして書かせていただいた部分になってございます。

	<p>これらを踏まえましての今後の取組について、「4 今後のより良い子どもの居場所づくりの検討」という形になってございます。</p> <p>まず、(1)でございますけれども、こうした検証結果を踏まえまして、区における今後の子どもの居場所づくりの指針となる「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を令和6年度中に策定するために取組を進めることといたしました。令和7年度以降はこの基本方針に基づき、子どもの居場所づくりを推進してまいりたいと考えております。</p> <p>(2)基本方針策定に当たっての基本的な考え方も3点挙げさせていただいております。先ほど浅川からご紹介がございましたが、子どもの権利擁護に関する審議会での議論の状況や、国が今年中に策定することになっている「(仮称) こどもの居場所づくりに関する指針」の内容も踏まえながら、様々な困難を抱える子どもを含む全ての子どもを対象とした居場所の在り方を検討していきたいと思っております。いわゆる元気なお子さんだけでなく、「様々な困難を抱える」と書かせていただいておりますが、ひきこもりや不登校、いじめや貧困、外国籍、障害、そういった方々を含む様々な困難を抱える子ども全てで居場所の在り方を論じていきたいと思っております。</p> <p>2点目の「○」ですが、先ほどご紹介した検証結果については、この検討にしっかり引き継いでいくと書かせていただいております。</p> <p>また、3点目、検討のプロセスでは、当事者である子どもや地域の方々、こういった方の意見を丁寧に聴取しながら進めていくことを書かせていただいております。</p> <p>私からの説明は以上になります。</p>
大山会長	<p>ありがとうございました。これまでの区の実践について、検証結果を児童館に関する部分について説明していただきました。皆様からのご質問があればお願いいたします。</p>
四童子委員	<p>ご説明ありがとうございます。検証報告書28ページの「再編による居場所において…」の視点1の保護者アンケートの回答⑤番（地域全体で健全育成を進める環境づくり）についてご質問いたします。</p> <p>これだけ唯一、環境づくりができているという数値よりも、「どちらともいえない」が大きくなっているわけですが、まさに子育てというのは親だけではなくて、学校の教師であるとか、地域全体で育てていくことが理想だと思うのですが、健全育成を進める環境づくりはまだまだだというお声が上がっているのだらうと思えます。</p> <p>児童館や学童だけではないですけれども、お子様が遊んでいる声がうるさいぞという地域住民の声が上がるケースがあると伺っております。お気持ちは分かりますけれども、ちょっと情けないような声ではないかなと個人的に感じるころはあるのですが、そういう住民の方がいたらどのように区としてはコミュニケーションを図っていらっしゃるのかお示してください。</p>
児童青少年課長	<p>ご質問ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、この⑤の項目だけ継承されているという回答が少ない結果が出ているなど我々も感じていたところではあります。これは、恐らくアンケートを取るときに、我々のご説明が少し不足していたのかなということも反省点としてはあるところではあります。</p> <p>この項目はまさに委員がおっしゃったとおり、地域の子どもの育ちと子育てを地域全体で支えていく、子どもの育ちをしっかりと見守っていく、そういった取組であったり、意識であろうかと思っております。</p>

	<p>す。</p> <p>児童館では「地域子育てネットワーク」という形で呼んでいますけれども、これで子どもに関する人と人、機関と機関をつなぎながら、いろいろな子どもを中心にしたネットワークをつくっていくことで、この間、児童館を中心に、地域で子どもの育ちを支えていく気運の醸成をしっかりと進めてきたと考えておりますが、まだまだ数値として表れないなというところもありますので、今後もしっかりそこは取り組んでいきたいなと思っているところです。</p> <p>地域の方から子どもの遊ぶ声ということで、いろいろなお声があることは我々も運営をしながら感じているところですが、そこは粘り強く、しっかり近隣の方にご説明しながら、子どもにとってどんないい環境が築けるかというところを一緒に作り上げていく気運、まさにそれを今後も根気強く作り上げていく必要があるのだなと思っておりますので、そのような取組をしっかりと続けていきたいなと思っております。</p>
四童子委員	ありがとうございます。どうぞ引き続きよろしく願いいたします。
小林委員	<p>今、高倉課長からご説明があったのですがけれども、ぜひ一度、学童とか児童館に皆さん行っていただいて、館長さん以下、職員の方がどれだけ苦労しているか見てあげてほしいのです。</p> <p>区への要望もありますけれども、まだ職員の数が少な過ぎますよね。100人以上学童とかに子どもさんがいる中で、職員の数がすごく少ないと思うのですね。</p> <p>私もよく行くのですがけれども、子どもたちは階段を駆け回ったり、暴れ回っていますよ。私も子どもの頃は駆けずり回っていましたから、その姿はすごくいいと思います。ぜひ一度ご覧になっていただいて、どれだけ職員の方たちが苦労なさっているか見てあげてほしいですね。その中で意見を言っていただければ。すごく苦労していますよ。</p> <p>私なんかが行きますと、私はおじいさんですから、子どもたちが「じいじ」と言って飛んで抱きついてきますけれども、その辺も受け止めてあげないといけないので、よく児童館には顔を出しています。</p> <p>あと、今、子どもたちがトイレで困っていますね。和式のトイレに入れない子どもさんがたくさんいます。近くの児童館もこれから洋式に改装に入るのですがけれども、ご家庭では和式で入られている方はいないですよ。</p> <p>私は今小学校で野球を教えているのですがけれども、仮設のトイレも和式なのです。ですから、子どもたちは入れなくて、知り合いのお宅にお願いして、使わせてもらっている状態です。</p> <p>ぜひ児童館、学童を見に行ってください、館長以下、皆さん苦労して、すごく一生懸命やってもらっていますので、今お話があった地域のうるさい声もありますけれども、その辺も徐々に解決してもらえないかと思っています。</p>
大山会長	事務局から何かご返答はございますか。
児童青少年課長	<p>激励とお叱りということで受け止めさせていただいていますけれども、いつも見守っていただきありがとうございます。</p> <p>児童館の職員の話がございましたけれども、登録の子どもに合わせて、職員をしっかりと張っているところではございますけれども、恐らく委員からもあったように、今、学童クラブの大規模化が進んでおりまし</p>



	<p>て、200人を超える学童クラブもあります。この間、需要に応えるということで量的な拡大をやってまいりましたけれども、こういったところは1つ課題かなと感じておりますので、今後の居場所の在り方の中ではそういった視点もしっかり検討していければなと思っているところです。また、子どもに合わせて職員もしっかり配置できるようにやってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
学童クラブ整備担当課長	<p>先ほど高倉からお話がありましたが、児童館、学童クラブを含めて、子どもたちが楽しく過ごせるようにしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
小俣委員	<p>広場事業を長らく地域で進めております。広場の代表で伺っておりますが、このコロナの期間が終わりましたら、ますます孤立しているご家庭が地域で出ております。そもそも児童館やプラザが苦手で、そこに行ってお話をしたけれども、なじめないという声も多々、最近特に感じております。地域で小さな団体が、それこそあまり支援がない状況で、少しずつピアサポート的な活動をする団体も増えております。</p> <p>子どもの居場所、親子の広場、集う場所とか少しずつ活動を広げていたり、孤立したご家庭をどうにか一緒にという方向で、切れ目のないよう自分たちの努力で頑張っていच्छる小さな団体も地域にはございます。</p> <p>ですので、こういった公共施設を元気に使えるご家庭、ご家族ばかりではなく、ますます孤立されているご家庭が地域にはちらほら、さらには深く見えてきているということも感じていただいて、もちろん子育てネットワークという事業が古くからございますが、そこに入れたい団体もあります。私たち広場の事業所は地域の子育てネットワークにはおかげさまで入らせていただいているのですけれども、できましたらそういったご家庭や団体と連携ができますように、拠点の在り方も考えていただきながら、一緒に子育て支援のネットワークをもう一度、せつかくですから、居場所と同時に行政の方々が検証していただけたらありがたいと思います。</p>
児童青少年課長	<p>ありがとうございます。今後の居場所づくりの検討、子どもという対象はゼロ歳から18歳と考えておまして、まさに乳幼児親子の方の居場所もしっかり見ていきたいと思っております。</p> <p>今おっしゃっていただいたように、既に児童館やプラザをお使いいただいている方、集いの広場のようなアットホームな雰囲気のところを好まれる方、本当に多様な意見があるのだと思っております。なので、今後はそういったニーズをどう受け止めるか、多様な形でということが1つキーワードなのかなと思っておりますところが1点目です。</p> <p>あとは、今、国のこどもの居場所づくりの指針のパブコメ案が出ていますけれども、こちらの中でも「つなぐ」、そういったお子さんや乳幼児親子の方をどう場所につないでいくのか。今既にアクセスできている方だけではなくて、なかなかアクセスできていない方にどう対応していくのか、この視点も我々も重要だと思っておりますので、ぜひ委員のご意見も参考に、しっかり検討していきたいと思っております。</p>
高田委員	<p>お話、ありがとうございます。今回、児童館が再編されたことによって、課題として不登校の児童の行き先がなくなったというお話があったと思うのですが、今後の課題に対する改善点として、不登校児の受け皿がどこになっていくかという部分があり読み解けなくて、もし予定があれば伺いたいというのと、今のお話だと、不登校児が小学生</p>

	<p>から 18 歳までいると思うのですが、小学生だと近くで通えるというところが課題になってくると思いますし、中高生だと、不登校と学業の絡みがあるかと思うのですが、その課題を児童館で全て解決しようとしているわけでもないと思いますので、どういう感じでその部分を切り分けているか、課題のところに書いてあったので、教えていただければと思います。</p>
<p>児童青少年課長</p>	<p>不登校の子が行きづらくなっているところが課題ではないかというところで、実は学校内でやっている放課後等居場所事業については、運営を学校から切り離して、しっかり児童福祉の部分で担う形にしている、当然、関わる職員も教員とは違う形で配置をし、施設的にも気分の切り換えができるような工夫はしております。学校内の居場所とはいえ、学校と切り分けた受入れができるようにやっているところではあるのですけれども、とはいえ、やはり学校自体に足が向かないお子さんですと、なかなか学校内の居場所というだけで受け止めが難しいといった課題が今回見えてきたなと思っています。</p> <p>そういったお子さんに対してどういう居場所をつくっていきましょうかというのがまさに今後の検討で、そこを検討していきたいなと思っております。先ほどご説明したように、令和 6 年度に向けてその検討作業を行っていくことを考えているところです。</p> <p>今後、年明け以降、1 月から 3 月にかけて、子どもヒアリングや子どもアンケートという形で、当事者であるお子さんがどんな居場所を欲しているのかを、いろいろな属性、いろいろな居場所を使っているお子さんに聞いていきたいなと思っています。</p> <p>それを踏まえて、来年 4 月頃になると思うのですけれども、素案という形で我々が居場所づくり基本方針の案をお示しして、その後、子どもワークショップを設けたいなと思っています。その中で子どもと一緒にキャッチボールやディスカッションをしながら、一緒につくり上げていく基本方針を目指していければいいなと思っていますので、そういった中で今の課題にどう対応するかというのも明らかにしていければ、と思っています。</p> <p>もう 1 点、教育では、そういった不登校のお子さんに対応する取組ということで、今日の計画の改定案の抜粋には入っていないのですけれども、学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校の整備に向けた検討を開始しようということ、学び分野の取組の 1 つとして掲載しています。もしかしたら広報にはあるかもしれないのですが、ぜひそういった学びの分野もご興味があれば見ていただくとありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>私からは質問が 1 点です。先ほどの 28 ページの「地域全体で健全育成を進める環境づくり」で、「どちらともいえない」が 53.9% だったのですが、昨年から開催されている杉並つながるミーティングという活動に何度か参加しているのですけれども、地域の子どもの居場所だったり、子どもに対して活動している方がこんなにいるのだなど、一保護者としては、最初すごく驚いたのですね。そういう活動が保護者まで届いていない部分もあるのかなと思うので、そこをどうやってつないでいくかというところが、先ほど「つなぐ」とおっしゃっていましたが、すごく大事なのかなと思っています。</p> <p>最近、近くの児童館はインスタの発信を結構しています。このイベントをやりやすよというのをインスタで発信していたり、ライブ配信もし</p>

	<p>ているところがあり、保護者としてはSNSとかで情報収集をすることが多いので、そういう発信をもっとしていただくと、より情報は取りやすくなるのかなと思います。</p>
児童青少年課長	<p>ご意見ありがとうございます。実は概要版には拾えていないのですが、SNSを活用したPRの充実というところも今回の検証で見えてきているところですので、しっかり今後やっていきたいなと思っているところです。</p>
小林委員	<p>今おっしゃられた児童館のイベントですね。我々育成委員は掲示板とか回覧板で回したり、児童館に貼ったりするのですが、今、町会に入っていない方も結構いらっしゃるの、回覧板が回らない部分があると思いますが、毎月1つか2つイベントをやっています。</p> <p>来年に向けてこれからイベントの打合せをするのですが、たこ揚げ大会とか、餅つき大会ですね。餅つきも、今までコロナのことがあったものですから、杉並区の指示で「ついた餅は食べるな」と言われて、パック詰めのお餅をお土産に持って行ってもらったりしていたのですが、1月にやる餅つきは、ついたお餅を食べてもらう予定で今進めています。子どもたちにつかせてあげたり、つく途中のお餅も食べさせたいと思っています。お米をつぶして、どういうふうにお餅になっていくかということを地域で子どもたちに教えに行くのも育成委員の仕事だと思っていますので、もしよかったら見に来てください。</p>
児童青少年課長	<p>ありがとうございました。小林委員は上井草青少年育成委員会の会長をやっていたおいておまして、この青少年育成委員会というのは、区内を17の地区に分けて設けておまして、子どもにいろいろな経験をしてもらう活動をしていただいている任意団体です。地域の方やPTAの方にお入りいただいて、子ども向けのイベントを本当に数多く実施していただいているところです。まさに地域全体で見守るということをやっている委員会の活動になりますので、紹介させていただきました。今後ともよろしくお願ひいたします。</p>
宮内委員	<p>私は今、娘が3人おまして、ゼロ歳、3歳、7歳で、昔は子育てプラザに結構お邪魔させていただいていたのですが、娘が小学生になってくると、ちょっと違うかなみたいになって、子ども3人全員連れて行くのがなかなか難しい。どうしても幼児向けの施設になっているところで、なかなか3人一緒に行けるような施設がないところがあるので、これから検討いただけたらと思うのですが、ぜひみんなが一緒に行ける施設ができるとすごくいいなと感想として言わせていただきました。</p> <p>2つ目ですが、実は今回お話しいただいた子どもの居場所づくりというのは、恐らくさっきの議題の中の資料5の計画改定案の113ページにつながる部分かと思っています。ここで子どもの満足度を成果指標として置かれていて、現状が94.2%、あと0.8%で目標達成みたいになっていて、あと少しで行ける。ただ、課題があることが今回分かったというところで、区の目標は何か見直しされるのか1つ気になったので、それについて回答をお願いします。</p>
児童青少年課長	<p>ご質問ありがとうございます。1点目、乳幼児のお子さんと小学生が一緒に利用できる場所ということだろうかと思ひます。子ども・子育てプラザは乳幼児親子を主な対象にしていますが、小学生以上も過ごせる場所ということで、マルチルームという設定をしていますが、なかなかスペースも狭くて、行きづらいよという声は今回の検証でも見</p>

	<p>えているところです。まさに多世代が交流できるような機能、居場所を今後どうしていくかは、しっかり検討の中でやっていきたいところです。今のご意見を参考にさせていただければと思います。</p> <p>指標の話が次にございまして、資料5の113ページになろうかと思えます。こちらは、先ほど申し上げた放課後等居場所事業、小学校内でやっている居場所事業の満足度として、まさに新たな総合計画・実行計画から子ども自身の満足度を指標に取ってみようということで、今回設けたところです。実は4年度に初めてこの指標を設定いたしました。正確に出てきた数値ですので、ひとまず今回はこの95というところを目指してこの先もやっていきたいなと思っています。</p> <p>この放課後等居場所事業だけの指標にするかどうかは、まさに今後の居場所づくりをどうしていきますかという結論が出た後に、またふさわしい指標を考えていきたいと思っております。</p>
小川委員	<p>私は4歳の男の子と1歳半の娘がおります。よく阿佐谷とか荻窪の子ども・子育てプラザとか児童館を利用させていただいております。ありがとうございます。</p> <p>私からは、資料6の検討項目2の「児童館再編の取組の進め方がどうであったのか」の「○」の2番目「幅広い区民参画を得ながら検討を行っていくことが必要」と書いてあるのですけれども、これに関して伺いたいです。</p> <p>「幅広い参画を得ながら検討」と書くのは簡単かもしれないのですけれども、実際問題、働いている世代が参加するのは難しかったり、子育てしている方だけではなくて、子育てしていない方の参加も必要だと思うのです。そういったことを踏まえて、幅広い参画を求めるにはどういったイメージがあるのか。リアルの開催だけではなくて、オンラインの開催ということも踏まえているかなどをお伺いします。</p>
児童青少年課長	<p>この検討の進め方について、幅広い参画を目指して、今具体化を図っていく中で検討しているのは、当事者である子どもの声を今まで以上にしっかり聞いていきたいなというのが1つ重点的なところです。</p> <p>先ほど申し上げたように、子どもの意見を対面のヒアリングであったり、あとはアンケートという形でしっかり拾って、それを基につくった素案を示しながら、区の提示した素案に対して子どもがどんな意見を持つのか教えてもらって、次のタイミングではそこから反映できたものを子どもにも伝えたり、もしくは、理由があって反映できないものはその理由も含めてフィードバックするという作業をして、そこに対してもう一度子どもの声をもらおう。お子さんと3回、4回、そういったキャッチボールをしながら一緒につくり上げていく。幅広い参画のうち、今回、子どもに係るものですので、子どもを中心にした意見をしっかり聞いて、子どもと一緒に作り上げていくところに重点を置きたいというのが1つです。</p> <p>もう1つは、地域の方のご意見やそれを見守る大人のご意見も当然必要ですので、こういったところもどう拾おうか検討しているところです。素案をつくる前のプロセスのところ、児童館再編が行われた地域の方々のご意見だったり、あとアンケートも大人の方向けに取ろうと思っているので、まずはそこでしっかりご意見を拾っていききたいと思っております。</p> <p>もう1つは、子どもと共につくり上げた基本方針の案をシンポジウムという形でお子さんにも参加していただきながら、地域の方にご紹介す</p>

	<p>る場を設けたいなと思っっているところす。そこには中々足を運びづらいう方もいらっしやるかと思っますので、オンラインで周知していくとか、そういっったところは今ヒントをいっただいかなと思っておるすので、ご意見を参考に取っ組んでまいりたいと思っています。</p>
中村委員	<p>113 ページの「施策指標の現状と目標」で、利用している子どもたちの満足度ということすけれども、もちろん来てくっているお子さんたちは、楽しかったり、便利だから来てるし、お母様たちとかお父様たちもそこで遊ばせていっただいというこたと思っるので、全体に聞いっただいかなと思ったのすね。</p> <p>小学校全体で、なぜ僕たちは、私たちは放課後居場所に行かないのかという意見を聞くべきなのではないかなと。こういうこたやれないから、つまらないからそちには行かないで外の公園で遊ぶのだよとか、そういう意見もこういうところには載せていっただいならいいのではないかなと思っました。いかがでしようか。</p>
児童青少年課長	<p>ご質問ありがとうございます。今回の113 ページに載っっている指標は使っていっただいしているおさんの満足度なので、今おっしやっただいように、最初来てみたけれども、今来ていない子とか、もともと行こうと思っ気がないというこたが反映されづらい指標であるこたは間違いないと思っておるす。</p> <p>ただ、今のような視点は我々も大事だと思っていて、今回の検証の中では、広く放課後等居場所事業をやっっている学校のおさん全員にアンケートを送っして、実は放課後等居場所事業に参加してないおさんも含め、来てない理由は何なのかというこたもアンケートの中で聞かせていっただいしているところす。</p> <p>そこで多かっ意見は、放課後等居場所事業が低学年のおさんには非常に喜ばれてるのすけれども、低学年のおさんが多くなると、高学年向けには物足りない場所になって足が向かないのたということもありましたし、あとは成長度に伴っ、学校内の居場所よりも学校外の居場所に僕は行きたいなんていう声もありました。この検証の中ではそういっった課題も提示してるところなので、今後の検討にはそういっう目線をしっかり入れ込んでみたいなと思っているところす。</p>
与謝野委員	<p>私は歯科の立場から、お母さん、おさんに知ってもらいたいこたがいろいろありまして、啓発活動として、保育所ですとか、児童館ですとか、そういっったところでお母さんたちにお話しさせていっただいませんかと問い合わせたのすけれども、公的な児童館からはほとんど駄目ですと断られるこたが多いのです。許可を得た保育園ですとか、赤ちゃんカフェとか、そういっったところをやったりしています。</p> <p>一医院の勝手な思いでやっただいすので、公的な理由があるのたと思っるのですけれども、児童館とか、お母さんたちがよく集まるこたでイベントは時々やられてると思っるので、どういっうふうに行政として、この方に来てもらっってお話をしってもらうとか、そういっう決まりが何かあるのか、ちよっとお伺いさせていっただいかなと思っまして質問させていっただきました。</p>
児童青少年課長	<p>児童館や子ども・子育てプラザでは、おっしやっただいように、利用いっただいしている方向けにいろいろな講座だったり、講演をやっているところす。そのときには、例えば専門家の方に来ていっただいこたもありますし、地域の方の力もしっかりお借りしながらそういっった講演をやりたいなという目線を持っているところす、これは各館ごとに多少異</p>

	<p>なりますけれども、地域の方に打診をしたり、申し出があったときにはアンテナを張ってお願いしていくことをやりましょうという意識は持っているところです。</p> <p>ただ、そこがお断りということになっているところは残念だなとは思いますが。目線として地域の力を借りるというのは、間違いなく各児童館、各学童クラブで持っているところですので、そこは今後とも我々からもアプローチさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
大山会長	<p>ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>ご発言ありがとうございます。それでは、本件につきましては以上といたします。</p> <p>最後に、議題4「『(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例』の制定に向けた取組の進捗状況について」説明をお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、「『(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例』の制定に向けた取組の進捗状況について」ご説明させていただきます。資料7をご覧ください。</p> <p>第1回の会議でもご説明しましたとおり、杉並区基本構想の子ども分野の目標「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けまして、杉並区内における子どもの権利擁護をより一層推進していくため、「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定に向けた取組を進めているところです。今日までにやってきた取組についてかいつまんでご説明させていただきます。</p> <p>まず1点目、区長の附属機関として条例により設置した「杉並区子どもの権利擁護に関する審議会」を2回開催し、区長の諮問に応じ、杉並区の子どもの権利擁護に関する施策に関して必要な事項について、調査・審議をしております。答申は来年6月末頃を目途予定としております。</p> <p>委員の構成につきましては資料の裏面につけさせていただきましたので、後ほどご確認いただければと思います。</p> <p>開催状況ですけれども、本年8月28日月曜日の第1回目では、委員の委嘱、審議事項の諮問、今後のスケジュール等々を確認いたしました。また、杉並区の基礎資料の提供及び、審議会の開催に先立ち、区が着手・実施した子どもからの意見聴取の取組についてもご報告をさせていただきました。</p> <p>第2回目は9月28日木曜日に開催し、不登校に関する基礎資料の追加や、今後の議論を進めていくに当たり、条例のかたちにはどのようなものがあるのか、子ども基本法施行後の条例はどのような意味を持つのか、ということを確認しました。加えて子どもたちの意見を聴くために進めている取組の内容についてもご報告をさせていただいたところがございます。審議会は、令和5年度中には第5回まで、来年6月末までには第7回までの開催を今のところ予定しております。</p> <p>審議会での議論と並行して、子どもからの意見聴取の取組も行っております。資料7-1、カラー刷りのものをご確認いただければと思います。1枚目の1番から8番目まで、これまでにまで取り組んできた内容とこれからの取組予定を記載しておりますので、かいつまんでご説明させていただきます。</p> <p>まず、2ページ目、3ページ目に、今年の7月20日に小中一貫校の高円寺学園の9年生、中学校で言うと3年生ですけれども、意見交換会を実施いたしました。このときは、生徒さんが実際条例をつくるとした</p>

ら、どんなことが書かれているといいのだろうかというテーマでご意見をいただいたところです。資料の点線で囲んだ意見抜粋のところの右側にはそれぞれその条例を書いた理由が書かれています。生徒さんから頂いたすべてのご意見について、審議会にご報告させていただきました。

おめくりいただきまして、4ページでございます。こちらは審議会の1回目の開催に先立ちまずは1回ということで、区の主催で中高校生世代を対象としたワークショップを行いました。当日は、中学1年生から高校1年生まで15名の方が参加しました。実はこの15人はこの日初めて会ったばかりだったのですけれども、活発な話し合いの後、ワークショップの最後に様々な意見を言っていただきました。私と子ども家庭部長で、その場で意見を聞いて、今後の区政に役立てていきたいというお話をさせていただきました。

3番としまして、子どもの日本語教室に通ってこられている小学生のお子さんたちにも意見を聞きました。いわゆる外国にルーツを持つ子どもたちに、普段どんなことを思っているのかとか、こんなことをしたい、あんなことがあったらいいなということがあればということで、話を聞かせてもらいました。

5ページ目は、天沼小学校意見交換会の実施報告です。先ほどの高円寺学園での意見交換会と同様に、今年度は教育委員会と連携いたしまして、直接子どもたちから意見を聞く機会を複数の学校で設けております。天沼小学校につきましては審議会の委員の方もグループに参加して、子どもたちと直接意見交換をしたところでございます。出された意見を抜粋して資料に記載してございますので後ほどご確認いただければと思います。

おめくりいただきまして、6ページでございます。こちらは、済美小学校での意見交換会です。こちらでは意見交換に先立ち、学校の希望により事前の授業を設けまして、昨年度策定した教育ビジョンと、子どもの権利についてのお話を6年生にいたしました。それを踏まえて、10月31日に6年生全員が体育館に集まりまして、町会長など地域の方々や、学校支援本部・CSの方々、審議会の委員の方や職員も加わり、テーマに沿っていろいろお話をさせていただきました。

7ページ目の左側の枠内は、先週、桃井はらっぱ公園で開催された「すぎなみフェスタ」に出展をさせていただきました。子どもの権利条約の4原則や条例の制定を見据えて杉並区で行っている取組に関して周知を行ったときの報告です。右側は、周知と併せて実施した意見募集について記載しております。「子どもにやさしいまちってどんなまち？」と「好きな場所ってどんなところ？」という2つのテーマについて、写真にもあるとおり、ご来場いただいた方々にそれぞれご意見を書いていただいたものを集めてパネルに貼り、展示を行いました。

意見を書いたお子さんたちには左側の枠の写真にあるカプセルトイを回してもらい、子どもの権利条約の4原則にちなんだ缶バッジ、これは実は職員の手作りなのですが、こういったものを配布するような仕組みとしたところでございます。今日、席上にこのようなカラーのチラシが置かれているかと思いますが、これも当日、このバッジ等と一緒に広く周知をするためにお配りをさせていただきましたところでございます。

おめくりいただきまして、8ページでございます。このすぎなみフェスタの開催に合わせまして、広く意見聴取を行う取組をできるだけ継続したいということで、すぎなみフェスタ当日の11月4日から12月31

	<p>日まで、区のホームページで「皆さんの声を聞かせてください」ということで、すぎなみフェスタと同じ2つのテーマで意見を集めているところでございます。ぜひ皆様方からもご意見を頂ければ非常にありがたいなと思います。頂いたご意見は審議会にも報告をさせていただきます。</p> <p>資料の最後9ページは今後行う予定の取組でございます。8月に単発で開催したワークショップを、令和5年11月19日の日曜日を第1回として、4回シリーズとし、テーマについて深めていただこうというところでございます。まだ参加者を募集しておりますので、もし関心のある方がいらっしゃいましたら、ぜひお誘いいただければと思います。対象、募集人数等については記載のとおりとなっております。</p> <p>また、今後も、小学校における意見交換会に継続して取り組んでいく予定でございます。記載した2校では、いわゆる出前授業形式ということで、子どもの権利について知っていただく時間を設けます。そのほか、記載した以外に、学校が設定したテーマで意見交換を行う1校と併せまして、3校での実施を予定しております。</p> <p>私からの報告は以上になります。</p>
大山会長	<p>ありがとうございます。現在区が取り組んでいる子どもの権利に関する条例の制定に向けた進捗状況について説明をさせていただきました。</p> <p>それでは、皆様からのご質問等があれば、挙手をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>すぎなみフェスタの問題ですが、すごくたくさんの方が来られて、公園の芝生がめちゃくちゃになりました。それはいいのですけれども、その後、公園課が、ここは入ってはいけないと柵を立てて養生するのです。そうすると、子どもの遊びがなくなるのです。前回もたこ揚げ大会のときに、立ち入れないように柵で囲われてしまった。あれだけ養生をしていて、穴を掘るなどか、テントを立てるときに穴を留めるなど言っておきながら、すぎなみフェスタのときはめちゃくちゃですよ。</p> <p>ビールを立ち飲みして歩いたり、お祭りだからいいのかもしれないけれども、子どもたちが見たら非常にひどいですよ。フェスタだからお祭り、それはそれでいいですよ。でも、やっぱり1つの柵をつくって、子どもたちのお手本となるような大人になってもらわないと困るのですね。そういうのがすごくあったので、時間がオーバーしたのですけれども、ちょっと発言させてもらいました。</p>
子ども政策担当課長	<p>ご意見ありがとうございます。小林委員をはじめ、様々そういったご意見ですとか、そのほかにもいろいろ頂いていることは承知しております。実行委員会での議論になろうかと思いますが、今後、どういった形のすぎなみフェスタにするのか、参考にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
大山会長	<p>ありがとうございます。そのほか、ご質問、ご意見等ございますか。</p>
有馬委員	<p>まさにこの間、いきなり出てきたアンケートを見たときに、こういうことをやってからアンケートをやってほしいという思いがあったので、実際、こういった意見交換会みたいなものを実施していただけていることを改めてご報告いただけて、私は大変よい取組を実施していただけたなとうれしく思っています。</p> <p>これは子どもの権利条例に関しての審議会を受け止められて、権利条例に反映をなさっていくことになるのだろうと思いますけれども、1つは、これは教育委員会も関わっておられることですし、各学校の自校の</p>



	<p>生徒たちが学校にどんなものを期待していたり、どんなところをよいこととして受け止めておられたり、あるいは自分たちのこんなところに目を向けてほしいという意見が当然出ているかと思うので、特に杉並区の公立校の中で、こういった場面で出てきた意見は、今後、学校運営とか、子どもたちに対する様々な取組に反映されていく可能性はあるのかお聞きしたいと思います。</p>
子ども政策担当課長	<p>ご意見ありがとうございます。まさに、高円寺学園ですとか、済美小学校は、授業の一環で事前に校長先生も交えまして、具体的にどういった形で自校の生徒たちに子どもの権利や条例について認識をしてもらおうかという協議を続けて当日を迎えているところです。</p> <p>高円寺学園につきましては中学生ということで、条例がどういうものか何となく分かっているところもありましたので、実際それをつくったらどうかとか、済美小学校につきましては、学校にはそれぞれ教育目標があるのですけれども、いわゆる多様性に関するようなものであったり、思いやり、人権に関わるような教育目標を、子どもたち自身がこの学校でどういうふうに分事にしていけるのか、先生方と一緒に子どもたちも交えてお話ししたところでございます。</p> <p>委員がおっしゃるとおり、そういったところで学校側を交えて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p>
大山会長	<p>そのほか、委員の皆様からご質問、ご意見等ございますか。</p> <p>私からも1点だけよろしいでしょうか。資料の「子どもからの意見聴取の取組・内容について」の2ページで「子どもの人権は守られているのか」という質問項目が設定されているのですが、実はこの5項目の中には、子どもの権利条約であったり、こども基本法で非常に重要な論点が1つ抜けてしまっているのですね。それは何かというと、ここでも繰り返し出てきております意見表明権に関する規定になります。</p> <p>実際にグループワークをした際には、まさに意見表明に関する権利が必要だと子どもたちが述べているという点で、特に今回の取組自体が子どもたちの意見表明権を確保するための取組だと思います。この点に関しては、特にこども基本法の中で重要な能動的な権利として子どもの意見表明権が入ったのが契機であるし、杉並区としてはこの点を子どもたち、あるいは子どもに携わる方、地域住民の方も含めてご理解いただくためにこの取組をされているという認識を私は持っておりますので、この点に関してどれだけ強調し過ぎても、し過ぎることはないと思います。ほかは比較的受入れやすくても、子どもの意見を聞くということに対しては、私も含めて大人は「うっ」と思ってしまう部分がありますので、ぜひこの点の強調に関して、いま一度事務局で取組を進めていただければと思います。</p> <p>それでは、以上で議事については終了とさせていただきます。若干時間が過ぎてしまいましたこと、進行の不手際があったということでおわび申し上げます。ただし、委員の皆様から非常に有意義なご発言をいただいたと思います。</p> <p>それでは、事務局からその他連絡事項等があればお願いいたします。</p>
子ども政策担当課長	<p>それでは、次回の日程等につきましてご連絡させていただきます。</p> <p>次回、第3回の会議につきましては、先日、委員の皆様方に日程調整をさせていただいたところでございますけれども、12月12日火曜日、午後7時からを予定しております。開催通知につきましては、後ほどご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>

	す。 以上でございます。
大山会長	円滑な進行にご協力いただきまして、感謝申し上げます。皆様、お疲れさまでした。 それでは、これもちまして、第2回子ども・子育て会議を終了いたします。ありがとうございました。